四四四　食糧援助に関する日本国政府とコートジボワール共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一六　三
四四五　円借款の供与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の二の書簡の交換に関する件　一七　五
四四六　青年海外協力隊の派遣に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一七　五
四四七　絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の附属書Ⅲの改正に関する件　一七　六
四四八　円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の口上書の交換に関する件　一七　七
四四九　紛失の届出により失効した旅券の告示　二一　一八　六
四五〇　細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約への締約国の追加に関する件　二二　三
四五一　食糧援助に関する日本国政府とサントメ・プリンシペ民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二二　三
四五二　不正取得された無効旅券の告示　二四　四
四五三　円借款の供与に関する日本国政府とイラク共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二九　三
四五四　トルコ共和国におけるトルコ・日本科学技術大学の設置に関する日本国政府とトルコ共和国政府との間の協定の署名及び効力発生に関する件　二九　五

255

○財務省

四二六―国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　九　247　一
四二七―個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　九　247　八
四二八―政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　一一　249　三〇
四二九　国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示　一一　249　三一
四三〇　国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　一一　249　三一
四三一　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　一一　249　三三
四三二　国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件　二五　三
四三三　寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件　二八　三
四三四　消費税法施行令等の一部を改正する政令附則第三条第二項の規定に基づき、財務大臣の定める基準を定める件の一部を改正する件　二八　261　四八
四三五　租税特別措置法第二十八条の三及び第六十七条の四に規定する転廃業助成金等を指定する件（平成二十八年七月財務省告示第二百十九号）の一部を改正する件　三〇　九
四三六　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十八年度の初日から平成二十八年十月三十一日までの輸入数量を告示する件　三〇　九
四三七　平成二十八年度の初日から平成二十八年十月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を告示する件　三〇　一〇
四三八　平成二十八年度の初日から平成二十八年十月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件　三〇　一〇
四三九　平成二十八年度の初日から平成二十八年十月三十一日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。）の各輸入数量を告示する件　三〇　一〇
四四〇　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　三〇　265　六八

○財務省、農林水産省

四四一　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　二四　四

○文部科学省

一四　〃　四　244　七
一五四　選定保存技術の保持者の認定及び選定が解除された件　八　246　四
一五五　地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件　八　三
一五六―地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件の一部を改正する件　一七　253　一
一七三　文部科学省認定社会通信教育講座の実施者の代表者を変更した件　一七　253　一
一七四　文化財を登録文化財に登録する件　二二　三

○文化庁

一七五―著作権者不明の著作物の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件　二九　263　一
一七六　農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件　二九　263　一
一七七　中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件　二四　四

○財務省、農林水産省、経済産業省

一三　株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項の規定に基づき、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行い、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定めた件　二四　五